

平成 27 年 7 月 1 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

ガラスびん事業部

(改定日：平成 27 年 7 月 1 日)

オンラインによる事業者登録申請の概要 (ガラスびん)

オンラインによる事業者登録の申込方法は以下をご参照下さい。なお、同時掲載の「オンラインによる事業者登録の手続きについて」もあわせてご確認をお願いします。

(1) 事業者登録申請書類の構成

① 様式類

| 書類名 | | 施設ごと | 作成方法 | 提出方法 | 備考 |
|--------------------------------|---|------|-------------------|------------------------|---|
| 様式 1：ガラスびん分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書 | | | オンライン 入力後印刷 | オンライン 及び印刷書類 を郵送 | 印刷した書類に必ず代表者の署名押印をして下さい |
| 様式 2：ガラスびん分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書 | | ○ | オンライン 入力後印刷 | オンライン 及び印刷書類 を郵送 | |
| 様式 2 の付属書：原料調達方法および用途別販売量 | | ○ | オンライン 入力後印刷 | オンライン 及び印刷書類 を郵送 | |
| 製造事業者 びんの原料 | 様式 3-1：再商品化製品引き取り同意書 | | オンライン 入力後印刷 | オンライン 及び印刷書類 を郵送 | 再生処理事業者及び再商品化製品利用事業者の署名押印必要 |
| | 様式 3-1-1：再商品化製品引き取り同意書 | ○ | オンライン 入力後印刷 | オンライン 及び印刷書類 を郵送 | |
| | 様式 4：ガラスびん再生処理事業計画書 | | 書類をダウンロード（印刷）して記入 | 記入した書類を郵送 | その他の原材料の再生処理も行う事業者は 4-1、4-2 のみ 新規登録申請事業者は 4-1～4-4 全て |
| その他の原材料製造事業者 | 様式 3-2：再商品化製品引き取り同意書 | | オンライン 入力後印刷 | オンライン 及び印刷書類 を郵送 | 再生処理事業者及び再商品化製品利用事業者の署名押印必要 |
| | 様式 3-2 の付属書：再商品化製品引き取り同意書 (その他の原材料の再生処理事業者のうち利用事業者が同一、又は同一のグループ企業となる場合には 3-2 の付属書も必要。) | | オンライン 入力後印刷 | オンライン 及び印刷書類 を郵送 | |
| | 様式 3-2-1：再商品化製品引き取り同意書の付属書 | ○ | オンライン 入力後印刷 | オンライン 及び印刷書類 を郵送 | |
| | 様式 4：ガラスびん再生処理事業計画書 | | 書類をダウンロード（印刷）して記入 | 記入した書類を郵送 | |

② その他提出書類

経営関連の提出書類、施設関連の提出書類は、従来どおり全て紙の書類で提出していただきます。オンラインの対象ではありません。

(2) 書類の提出

資料2のチェックリストを確認の上、様式1～4、経営関連、施設関連の全ての書類をそろえた上で、平成27年7月31日（金）（当日消印有効）までに簡易書留にて書類を郵送して下さい。なお、オンラインによる入力や修正は31日の17:00まで可能ですが、送付書類に31日（金）までの消印がない場合はオンライン入力データが無効となりますのでご注意ください。

(3) 注意事項

オンラインで入力した様式1、様式2、様式2の付属書、様式3のデータと協会へ郵送で提出する様式1、様式2、様式2の付属書、様式3の内容は必ず同一となるようにして下さい。印刷後にオンライン修正した場合は、必ず修正後の書類を再度印刷し、期日までに郵送いただく必要があります。